

宮崎市長 戸敷 正 殿

住 所 宮崎市船塚一丁目1番地2
氏 名 公立大学法人 宮崎公立大学
理事長 金 丸 健 二

平成24年4月12日付「是正措置報告書」に基づく
是正措置の3月末現在の実施状況について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

是正項目	内 容	期間等
1 ハラスメントに関する組織機能の強化	<p>(1) ハラスメント防止・対策委員会（委員数8名、以下「防止・対策委員会」という。）を理事長直属とする。また、ハラスメント相談員会を防止・対策委員会直結の組織とし、両組織の大学組織体系での位置付けと責任体制を明確にする。</p> <p>(2) 権限を持ってハラスメント防止・対策にあたるよう、ハラスメント防止・対策等を担当とする女性の学長統括特別補佐役（以下「特別補佐役」という。）を新たに任命した。</p>	<p>平成24年4月実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>平成24年4月実施済み</p> <p>平成24年4月実施済み</p>

是正項目	内 容	期間等
1 ハラスメントに関する組織機能の強化	<p>(5) 気軽にハラスメントに関する相談ができるよう、従来のメール相談に加え、新たにハラスメント相談専用電話（携帯）を2台設置した。</p> <p>(6) 学生相談室や保健室は、事務局を通らないと入室することができず、学生が行きにくい状態であったため、外部から直接入室できるドアを設置し、学生が行きやすい環境整備を行った。</p>	<p>平成24年1月 実施済み</p> <p>平成24年3月 実施済み</p>
2 ハラスメントに対する教職員の意識改革の徹底	<p>(1) これまで実施してきた教職員研修や防止・対策委員会委員研修及び相談員研修を継続的に実施するとともに、一部ロールプレイを取り入れるなど、研修内容の充実を図る。</p>	<p>3か月以内 ↓ 平成24年6月 実施済み ↓ (研修の未受講者に対する研修を引き続き実施している。) ↓ (未受講者に対する再研修を7月と11月に実施した。) ↓ 平成25年3月 実施済み</p> <p>(※3月にセルフチェックリストを作成した。)</p>

是正項目	内 容	期間等
2 ハラスメントに対する教職員の意識改革の徹底	<p>(2) 管理職層が責任を持って防止・対策にあたるため、ハラスメントに対する知識や理解、また、ハラスメントが発生する構造等への理解を深める管理職研修を新たに実施する。</p> <p>(3) ハラスメントの未然防止を図るため、ハラスメントに関する意見箱の設置やアンケート調査の実施などにより、実態把握とチェックを行い、必要なものは早急に対処する。</p>	<p>3 か月以内 ↓ 平成24年6月 実施済み ↓ (年内に2回目の管理職層への研修を行う。) ↓ (12月と今年3月にそれぞれ管理職層への研修を行った。) ↓ 平成25年3月 実施済み</p> <p>3 か月以内 ↓ 平成24年6月 実施済み ↓ (教職員に対するアンケートを実施するとともに、2回目学生向けアンケートも実施していく。) ↓ (12月に学生と教職員に対する共通のアンケートを実施した。) ↓ 平成25年3月 実施済み</p>

是正項目	内 容	期間等
2 ハラスメントに対する教職員の意識改革の徹底	(4) 処分の厳格化として、懲戒解雇の場合、被害者への二次加害が想定される場合を除き、原則として加害者の氏名公表を行うことの規定化について検討を行う。	<p>3 か月以内</p> <p>↓</p> <p>(氏名公表の規定化について検討を行ってきたが、今後制定するハラスメント事案の公表基準との整合性を図りつつ、規定化を行う。)</p> <p>↓</p> <p>(検討を行ってきた懲戒処分の公表基準について、年度内の規定化に向け、必要な手続きを済ませたうえ、速やかに施行していく。)</p> <p>↓</p> <p>(職員懲戒規程の見直しを行うとともに、懲戒処分を行った場合の公表基準を作成した。)</p> <p>↓</p> <p>平成25年3月 実施済み</p>

是正項目	内 容	期間等
2 ハラスメントに対する教職員の意識改革の徹底	<p>(5) 学内においてはすでに原則、飲酒禁止であるが、学外における教職員と学生との飲酒に関する節度遵守を図るため、指針を整備し、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、未成年者との飲酒の罰則化について検討を行う。</p> <p>(6) ハラスメントに関する処分を受けた教職員の特別研修の義務化について検討を行う。</p>	<p>6 か月以内 ↓ (夏季休業前までに、「教職員と学生との飲酒に関するガイドライン」を作成予定。未成年者との飲酒の罰則化については、引き続き検討中。) ↓ (7月に「教職員と学生との飲酒に関するガイドライン」を作成した。未成年者との飲酒の罰則化については、「未成年者飲酒禁止法」及び「職員就業規則」において対応することとした。) ↓ 平成24年9月 実施済み</p> <p>(※3月にリーフレットとハラスメント防止啓発ガイドラインを作成した。)</p> <p>3 か月以内 ↓ 平成24年6月 実施済み</p>

是正項目	内 容	期間等
2 ハラスメントに対する教職員の意識改革の徹底	(7) ハラスメント要因になり得る可能性がある卒業論文の提出と認定方法について、平成23年度は、不認定の場合の学生への理由開示の改善を図ってきたが、引き続き、指導教員の承認印の在り方を検討する。	6か月以内 ↓ (引き続き検討中) ↓ (承認印については、卒業に深く関わることであり、慎重な検討が必要なことから、まずは、年内に卒業論文に関する不服申し立て制度を明文化する。) ↓ (新たに「専門演習Ⅲ」の卒業論文提出に関する不服申し立て制度」を創設し、平成24年度から適用した。) ↓ 平成25年3月 実施済み
3 事件発生後の対応改善と被害者に寄り添った支援の確立	<p>(1) 関係教職員、相談員等で構成するサポートグループを編成し、被害者の卒業までの具体的な履修支援策を行う。</p> <p>(2) サポートグループなどの現場担当者が適切な被害者支援を行うことができるよう、医師、弁護士、臨床心理士などの専門家の助言が得られる体制づくりを行う。</p>	平成24年4月 実施 ↓ 平成24年4月 実施済み 平成24年4月 実施 ↓ 平成24年4月 実施済み

是正項目	内 容	期間等
3 事件発生後の対応改善と被害者に寄り添った支援の確立	(3) 被害者への二次加害が発生することのないよう、公表内容や方法に関するガイドラインを作成する。	<p>3 か月以内</p> <p>↓</p> <p>(平成24年6月にハラスメント事案の公表基準(案)を作成し、氏名公表の規定化と併せて施行予定。)</p> <p>↓</p> <p>(懲戒処分の公表基準と同時に施行するとともに、ハラスメント防止啓発ガイドラインに盛り込んでいく。)</p> <p>↓</p> <p>(相談者および関係者保護のための措置について盛り込んだ「ハラスメント防止啓発ガイドライン」を作成した。)</p> <p>↓</p> <p>平成25年3月 実施済み</p>

是正項目	内 容	期間等
3 事件発生後の対応改善と被害者に寄り添った支援の確立	(4) 被害者の医療費、通院費、裁判費用等に関する負担について調査・研究する。	<p>3 か月以内</p> <p>↓</p> <p>(他大学における状況調査など、負担について調査・研究を行い、医療費についての支援制度を設けることとした。通院費、裁判費用等については、引き続き、調査・研究する。)</p> <p>↓</p> <p>(7月に「ハラスメントに関する申立者支援制度取扱要綱」を制定し、治療費の助成、通院交通費の給付などの制度化を図った。裁判費用については、他の支援制度も含めて情報収集し、申立者に紹介していくこととした。)</p> <p>↓</p> <p>平成24年8月 実施済み</p>